

新型コロナウイルス感染症の検査が陽性になった方へ

(2023.5.8以降 宿泊・自宅療養される方向け)

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日から感染症法上の位置付けが、「5類感染症」に変更されました。

位置付けの変更に伴い、これまでは法律にて制限のあった陽性者の待機期間などについても、緩和されることとなります。

詳しくは右のQRコード(県HP)よりご確認ください。



5類への移行について/県HP

体調悪化時の相談先

・ 体調が悪化したときは、以下にご相談ください。

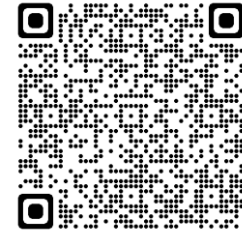
1. 体調がすぐれないときや心配な症状があるとき

① 診断を受けた医療機関

② 県庁電話相談センター(029-301-3200)【7:30~21:00】

2. 体調急変時に救急車を呼ぶか迷ったとき

#7119(おとな救急電話相談)、#8000(子ども救急電話相談)



陽性の方へのご案内/県HP



自宅療養中の方向けの情報/県HP



#7119、#8000/県HP

療養期間の目安

法律上の制限はありませんが、療養期間の参考にしてください。 ※1

0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日
例 5/8	5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14
発症日	療養期間 5日間 ※1、2					療養終了

※1 未就学児も含む児童・生徒は、学校保健安全法により、発症後5日を経過し、かつ、解熱後1日を経過するまでが出席停止となります。

※2 5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。

注意事項

- ・ 療養期間中は外出しないよう心がけましょう。
- ・ 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用したり、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。
- ・ 体調が悪化した時は速やかに受診した医療機関にご相談ください

療養後について

- ・ 療養後も体調がすぐれない方は、かかりつけ医または診断を受けた医療機関にご相談ください。
- ・ また、お住まいの市町村を管轄する保健所においても対応できる場合がございますので、ご相談ください。



罹患後症状(いわゆる後遺症)について/県HP

【高齢者・妊婦向け】宿泊施設での療養

- ・ 県では、高齢者及び妊婦のための宿泊療養施設を設置しております。
- ・ 療養を希望する方は、原則右のQRコード(県HP)からお申し込みください。なお、QRコードからお申し込みが出来ない場合は、専用窓口(050-3317-7015、9:30~18:30)へお電話ください。
- ・ 宿泊料は無料ですが、食事代は自己負担が発生しますので予めご了承ください。
※高齢者及び妊婦以外はお申込できません。



宿泊施設での療養について/県HP